

# 外交・安全保障調査研究事業費補助金評価要綱

2025年12月26日

外交・安全保障調査研究事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、補助事業者が実施している事業（発展型総合事業、総合事業及び調査研究事業）（以下「補助事業」という。）の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

## 1 評価の目的

### （1）中間評価

補助事業の実施状況を評価し、次年度の事業実施の改善につなげる。

### （2）事後評価

補助事業の終了時の成果について評価を行う。

## 2 中間・事後評価の方法

- （1）中間・事後評価は、外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、交付要綱に基づき補助事業者が外務大臣（以下「大臣」という。）に提出する補助事業実績報告書及び必要に応じて外務省からの所見を基に行う。評価委員会は、書面審査、合議審査及び必要に応じて補助事業者との面接によって、中間・事後評価を決定する。評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書及びその評価は原則公表するものとする。
- （2）評価委員会は、以下3の各項目について、以下4の指標により評価を行う。

## 3 評価項目

### （1）補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究（外交に資する政策志向の研究とし、政策提言を含む。））

- ①他の類似事業と比べて新規性があったか、研究成果により新たな知見が得られたか。また、外交に資する政策志向の研究がなされたか。
- ②事業テーマ及び補助事業者の企画に基づき、情報収集及び調査研究が的確に行われたか。

（機動的かつタイムリーな国内外への発信）

- ③（人的体制）海外のシンクタンクの動向も参考に、報責任者を設置する等の人的な対外発信体制の構築が行われ、訴求対象ごとの発信のタイミング、形式、内容等を工夫し、戦略的な発信に意を用いているか。
- ④（ツール面での体制）海外のシンクタンクの動向も参考に、SNSアカウントで十分なフォロワー数を確保している等、ツールの面から対外発信体制の構築が行われ、訴求対象ごとの発信のタイミング、形式、内容等を工夫し、戦略的な発信に意を用いているか。
- ⑤（国外向け発信）補助事業者によるインターネット、SNS、出版物等を通じた定量的かつ組織的な国外向け発信が行われたか（発信数、頻度、フォロワー数、発信言語等）。その結果として国際世論の形成に参画することができたか。
- ⑥（国内向け発信）補助事業者によるインターネット、SNS、出版物等を通じた定量的かつ組織的な国内向け発信が行われたか（発信数、頻度、フォロワー数等）その結果として国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組むことができたか。

（以下は発展型総合事業及び総合事業のみ）

（外国シンクタンク・有識者等との連携、ネットワークを通じた国際世論の醸成への貢献）

- ⑦研究過程における外国シンクタンク・有識者等（在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む）との定期的な討論や共同研究等を通じ、諸外国の視点や海外シンクタンク・有識者等のネットワークを取り入れた調査研究や、日本の立場や見解に関する外国シンクタンク・有識者等による理解の増進に取り組んでいるか。
- ⑧G7、安保理常任理事国以外の国のシンクタンクとの意見交換・セミナー実施を通じて、我が国情勢認識及び外交施策に関する理解増進、並びに我が国にとり望ましい国際世論の醸成に取り組んでいるか。
- ⑨応募団体として経費等の効率化を促進する観点から、政府・自治体以外から調達した資金率30%達成に向けた計画が見られるか。関連の実績はあるか。上記資金率30%達成が条件の事業については、同比率を達成できたか（達成できる見込みか）。

## （2）補助事業の実施体制及び実施方法

- ⑩若手、女性研究者を積極的に登用しているか。若手研究者の育成（英語による発信力の強化を含む。）に取り組んでいるか。
- ⑪地方在住研究者を積極的に登用しているか。
- ⑫複数の分科会や研究会がある場合、それらの間の有機的な連携が取れているか。単一の分科会・研究会のみの場合は、分散的な個人研究に留まらず、研究者間で連携して調査研究・対外発信が実施されているか。

⑬外務省等の関係部局とのコミュニケーションを構築し、政策立案上のニーズを把握し、それを踏まえて効果的にアウトプット・政策提言を行ったか。

⑭1. 5 トラックによる意見交換等を積極的に実施できているか。

⑮補助事業者のホームページ上に、研究部門、研究者個人（研究実績、写真、連絡先等）の情報を充実させ、研究内容及び研究者の見える化に努めているか。

⑯受賞歴やランキング等、補助事業者に国際的な知名度や発信力はあるか。

（以下は、発展型総合事業のみ）

⑰組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言能力及び国際発信力を強化し、国際的な議論の先導に努めているか。

⑱グローバルに活躍する若手人材を含む多様なシンクタンク人材の発掘・育成に意を用い、これら人材の国際的な発信力強化に取り組んでいるか。

### （3）補助金の使用

⑲「補助金事業事務処理マニュアル」に沿って事業が実施されているか。【⑲は中間・事後評価でのみ使用する】

⑳補助金の適正な執行・管理のために十分な体制が確保されているか（管理者による予算全体の配分・管理、支出の適正性を判断する担当者と実際の支出を承認する担当者の区分等）。

## 4 評価基準

（⑲を除く全ての項目）

S 補助事業の事業計画に照らして、期待をはるかに上回る成果が認められる。

A 補助事業の事業計画に照らして、期待された以上の成果が認められる。

B 補助事業の事業計画に照らして、期待通りの成果が認められる。（通常）

C 補助事業の事業計画に照らして、成果が不十分であり、期待された水準に及ばない。

D 補助事業の事業計画に照らして、成果があったとは言い難い。次年度がある場合には、実施体制・事業計画の見直し等を行うべき。

（⑲のみ）

B 補助金事業事務処理マニュアルに沿った経費処理が行われている。（通常）

C 補助金事業事務処理マニュアルに沿った経費処理となるよう指導が行われた。

（了）